

証券コード 7354
2021年3月10日

株 主 各 位

大阪市北区曽根崎一丁目2番9号
株式会社ダイレクトマーケティングミックス
代表取締役社長 小林 祐 樹

第4期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年来の新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々並びにご遺族の皆様には、謹んで哀悼の意を表します。

また、感染により療養中の皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、1日も早いご回復をお祈りいたします。

さて、当社第4期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、ご来場をできる限りお控えいただくとともに、事前に書面により議決権を行使くださいますよう強くご推奨申し上げます。

なお、事前に議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月24日（水曜日）午後6時までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月25日（木曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時となります。)
2. 場 所 大阪市北区堂島浜一丁目3番1号
ANAクラウンプラザホテル大阪 4階 平安の間
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第4期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第4期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第5号議案 監査役の報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- ◎事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の定めに基づきインターネット上の当社ウェブサイト (<https://dmix.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ◎監査役が監査した事業報告並びに会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類には、本定時株主総会招集ご通知添付書類に記載したもののほか、上記の事項を含んでおります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://dmix.co.jp/>) に記載させていただきます。
- ◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://dmix.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎当日、出席される場合は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

[新型コロナウイルス感染症への対応について]

株主総会会場において新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、可能な限りの感染予防措置を講じておりますのでご確認ください。

1. 株主様へのお願い

- (1) 新型コロナウイルスの感染症にご留意いただき、健康状態にかかわらず、ご出席を見合わせるなどご無理をなさらないでください。
- (2) 株主総会の議決権行使は、前記のとおり、事前に書面でも行使することができますので、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、当該利用を強く推奨いたします。
- (3) 当日出席される株主様は、マスクの着用やアルコール消毒液の使用にご協力ください。
- (4) 発熱やせきの症状があるなど、体調不良と見受けられる株主様には、入場をお断りする場合があります。
- (5) 感染防止に必要な対応をとるため、ご入場いただける株主様の人数を制限させていただくことがあります。
- (6) 株主総会当日までに状況の変化が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://dmix.co.jp/>) に掲載させていただきます。

2. 当社の対応について

- (1) 株主総会会場には、アルコール消毒液を設置しております。
- (2) 役員及び運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- (3) 株主様の座席は、前後左右に一定の間隔を空けております。
- (4) 株主総会の議事は、所要時間を短縮するため報告事項等を簡潔に説明させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 現行定款第2条は、今後の事業内容の多様化に対応するため事業目的を追加するほか、現在実施していない事業目的を削除するものであります。
- (2) 現行定款第3条は、最小行政区画である大阪市に変更するものであります。
- (3) 現行定款第7条の自己株式の取得や配当等の資本政策については、現行定款第45条で規定しているため、削除するものであります。
- (4) 現行定款第15条第1項は、株主総会の円滑な運営を図るため、同条第2項と同じく定足数の緩和を図るものであります。
- (5) 現行定款第24条は、取締役会の機動的な開催を可能とするため、期間の短縮を図るものであります。
- (6) 他社の事例等を斟酌し、合理的な範囲で任意的記載事項である現行定款第18条、第27条及び第37条を削除するものであります。
- (7) その他、上記の各変更に伴い、条数の変更を行うとともに、一部表現の変更、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第2条 (目 的)	第2条 (目 的)
1. 当会社は、次の各号に掲げる事業を営む会社 (外国会社を含む。)、組合 (外国における組合に相当するものを含む。) その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。	(現行どおり)
(1) 労働者派遣事業	(現行どおり)
(2) 有料職業紹介事業	(現行どおり)
(3) <u>運送代理店事業</u>	<削 除>

現 行 定 款	変 更 案
(4) 清掃業	<削 除>
(5) 情報処理サービス、通信提供サービス、情報提供サービスの各事業	(3) (現行どおり)
(6) 経理事務の受託処理業務	<削 除>
(7) 社員教育に関する企画及びコンサルティング業務	(4) (現行どおり)
(8) セミナーの企画、実施	<削 除>
(9) 電気通信事業法による電気通信事業者の代理店業務	(5) (現行どおり)
(10) 携帯電話機、簡易携帯電話機等の移動体通信機器の販売	(6) (現行どおり)
(11) 広告宣伝業	(7) (現行どおり)
(12) 電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する代理店業務	(8) (現行どおり)
(13) 電気通信機器の販売、リース、輸出入、製造、加工、取付工事及びメンテナンス業	(9) (現行どおり)
(14) オフィス・オートメーション機器、付属機器、付属材料、事務用機器、事務用物品の販売、リース、取付工事及びメンテナンス業	(10) (現行どおり)
(15) コンピューター及び周辺機器に関するソフトウェアの設計、開発、販売及びメンテナンス業	(11) (現行どおり)
(16) コンピューター及び周辺機器の販売及びメンテナンス業	(12) (現行どおり)
(17) 市場調査及び各種目マーケティングリサーチの請負	(13) (現行どおり)
(18) 生命保険の募集に関する業務	(14) (現行どおり)
(19) 損害保険代理店業務	(15) (現行どおり)
(20) 出版業	<削 除>
(21) 印刷業	<削 除>
(22) 書籍・雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売	<削 除>
(23) 通信販売業	(16) (現行どおり)
(24) クレジットカードの取次業務	(17) (現行どおり)
(25) 有価証券の取得、保有、投資及び運用	<削 除>

現 行 定 款	変 更 案
(26) 経営一般に関するコンサルティング	(18) (現行どおり)
(27) 電話応対代行業務	(19) (現行どおり)
(28) 集金代行業務	(20) (現行どおり)
(29) 不動産の売買、交換、賃貸借及びその仲介	<削 除>
(30) 什器備品、事務機器の売買、交換、賃貸借 及びその仲介	<削 除>
(31) 引越しの請負	<削 除>
(32) 旅行代理店業務	<削 除>
(33) 映画、コンサート等のチケット販売	<削 除>
(34) 個人又は会社経営者が委託する福利厚生事 務・保険事務の処理業務及び福利厚生施設 の維持管理に関する業務	(21) (現行どおり)
(35) 企業内福利厚生に関するコンサルティング 業務	(22) (現行どおり)
(36) 酒類販売業	(23) (現行どおり)
(新 設)	(24) <u>ビジネスプロセスアウトソーシング及びビ ジネスプロセスサポートに関する業務</u>
(新 設)	(25) <u>銀行代理業</u>
(新 設)	(26) <u>金融商品取引業及び金融商品仲介業</u>
(新 設)	(27) <u>各種マーケティング業</u>
(新 設)	(28) <u>各種イベント、講演会、セミナー等の企画、 開催、運営、チケットの販売及びこれらに 関するサービスの提供</u>
(37) 前各号に関連する調査、企画、研究、開発、 教育及びその受託業務	(29) (現行どおり)
2. 当会社は、前項に付帯又は関連する一切の事業を 営むことができる。	(現行どおり)
第3条 (本店の所在地) 当会社は、本店を <u>大阪府</u> 大阪市に置く。	第3条 (本店の所在地) 当会社は、本店を <u>大阪市</u> に置く。
第2章 株 式	第2章 株 式
第7条 (自己の株式の取得) 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役 会の決議によって自己の株式を取得することができる。	<削 除>

現 行 定 款	変 更 案
第8条 ｝ (条文省略) 第11条 第3章 株主総会 第12条 ｝ (条文省略) 第14条 第15条 (決議方法) 1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 第16条 ｝ (条文省略) 第17条 第18条 (株主総会議事録) <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</u> 第4章 取締役及び取締役会 第19条 (条文省略)	第7条 ｝ (現行どおり) 第10条 第3章 株主総会 第11条 ｝ (現行どおり) 第13条 第14条 (決議方法) 1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 (現行どおり) 第15条 ｝ (現行どおり) 第16条 <削 除> 第4章 取締役及び取締役会 第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第20条（取締役の選任） 1. 取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。	第18条（取締役の選任） 1. <u>取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> （現行どおり）
第21条 ） （条文省略） 第23条	第19条 ） （現行どおり） 第21条
第24条（取締役会の招集通知） 1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の1週間前までに発する。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、<u>特定の取締役会について前項の招集期間を短縮し又は招集手続を省略することができる。</u>	第22条（取締役会の招集通知） 1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の<u>3日前までに発するものとし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u> 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u>
第25条 ） （条文省略） 第26条	第23条 ） （現行どおり） 第24条
第27条（取締役会議事録） <u>取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して、出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印若しくは署名し又は電子署名を行い、当会社の本店に備え置く。</u>	＜ 削 除 ＞
第28条 ） （条文省略） 第30条	第25条 ） （現行どおり） 第27条

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役及び監査役会 第31条 (条文省略) 第32条 (監査役の選任) <u>1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> 第33条 ｝ (条文省略) 第36条 <u>第37条 (監査役会議事録)</u> <u>監査役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席監査役がこれに記名押印若しくは署名し又は電子署名を行い、当会社の本店に備え置く。</u> 第38条 ｝ (条文省略) 第40条 第6章 会計監査人 第41条 ｝ (条文省略) 第43条 第7章 計 算 第44条 ｝ (条文省略) 第47条	第5章 監査役及び監査役会 第28条 (現行どおり) 第29条 (監査役の選任) <u>監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 第30条 ｝ (現行どおり) 第33条 <削 除> 第34条 ｝ (現行どおり) 第36条 第6章 会計監査人 第37条 ｝ (現行どおり) 第39条 第7章 計 算 第40条 ｝ (現行どおり) 第43条

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の選定にあたりましては、透明性及客観性を高めるため指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定しております。なお、水谷謙作、三嶋政美及び谷口哲一の各氏は社外取締役候補者であります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位及び担当	取 締 役 会 在 任 期 間	取 締 役 会 出 席 状 況	上場企業の 兼 職 数
1	小 林 祐 樹 社内 再任	代表取締役社長	5年9ヵ月	19/19回 (100%)	—
2	植 原 大 祐 社内 再任	取 締 役	1年5ヵ月	19/19回 (100%)	—
3	高 嶋 厚 志 社内 再任	取 締 役	1年5ヵ月	19/19回 (100%)	—
4	田 中 良 晃 社内 再任	取 締 役 人事戦略本部長	1年	16/16回 (100%)	—
5	土 井 元 良 社内 新任	執 行 役 員 経営戦略本部長	—	—	—
6	池 田 篤 穂 社内 新任	—	—	—	—
7	水 谷 謙 作 社外 再任	取 締 役	3年6ヵ月	19/19回 (100%)	2社
8	三 嶋 政 美 社外 再任 独立	取 締 役	2年	19/19回 (100%)	1社
9	谷 口 哲 一 社外 再任 独立	取 締 役	1年	16/16回 (100%)	2社

(注) 1. 取締役在任期間は、本総会終結時のものであります。

2. 取締役田中良晃及び谷口哲一の両氏は、2020年3月30日開催の第3期定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なっております。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	こ ばやし ゆう き 小 林 祐 樹 (1982年10月20日生) 社 内 再 任	2005年 7 月 株式会社光通信入社 2011年10月 株式会社カスタマーリレーションテレマーケティング代表取締役 2015年 6 月 当社〔旧(株)CRTMホールディングス〕代 表取締役社長（現任） [選任理由] 小林祐樹氏は、創業経営者として強いリーダーシップ や卓越した先見の明に加え、果敢な決断力、迅速な実 行力により当社グループをけん引してまいりました。 これまでの実績から、今後も当社グループの持続 的な成長に寄与することが期待できるため、引き続き 選任をお願いするものであります。 [候補者と当社との間の特別の利害関係について] 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	うえはらだいすけ 植原大祐 (1981年10月18日生) 社内 再任	2004年12月 株式会社光通信入社 2007年10月 株式会社カスタマーリレーションテレマーケティング入社 2010年 4 月 同社取締役 2016年10月 同社取締役副社長 2019年 1 月 同社代表取締役社長（現任） 2019年10月 当社取締役（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社カスタマーリレーションテレマーケティング代表取締役社長 [選任理由] 植原大祐氏は、当社グループの中核事業会社である株式会社カスタマーリレーションテレマーケティングの代表取締役社長として同社の業容拡大に努めてまいりました。これまでの実績から、今後も当社グループ発展に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。 [候補者と当社の間の特別の利害関係について] 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	たかしま あつし 高 嶋 厚 志 (1982年9月21日生) 社内 再任	2001年6月 株式会社光通信入社 2009年10月 株式会社マケレボ〔旧(株)テレマーケティングサポート〕設立 代表取締役社長(現任) 2019年10月 当社取締役(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社マケレボ代表取締役社長 [選任理由] 高嶋厚志氏は、株式会社マケレボの代表取締役社長として、同社の業績向上に尽力してまいりました。これまでの実績から、今後も当社グループ発展に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。 [候補者と当社との間の特別の利害関係について] 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	た田 なか中 よし良 あき晃 (1976年11月28日生) 社内 再任	1999年 4 月 株式会社光通信入社 2003年 6 月 アデコキャリアスタッフ株式会社入社 2010年12月 株式会社カスタマーリレーションテレマーケティング入社 2015年10月 当社〔旧(株)CRTMホールディングス〕入社 2020年 3 月 当社取締役人事戦略本部長（現任） [選任理由] 田中良晃氏は、人事部門の責任者として重要な経営資源である人材の確保、育成に努めるなど、当社グループ成長の一翼を担ってまいりました。これまでの実績から、今後も当社グループ発展に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。 [候補者と当社の間の特別の利害関係について] 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	ど い もと よし 土 井 元 良 (1982年6月5日生) 社内 新任	2007年4月 日興シティグループ証券株式会社〔現シティグループ証券株〕入社 2009年10月 会社分割に伴い、日興コーディアル証券株式会社〔現SMBC日興証券株〕に転籍 2019年9月 当社入社 執行役員経営戦略本部長（現任） [選任理由] 土井元良氏は、長年にわたり金融業界に従事していたため、経済動向や経営分析、財務戦略等に関する豊富な経験、幅広い見識を有するとともに、当社執行役員として経営戦略業務などに携わっております。今後は取締役として職務を遂行することにより、当社グループ発展に寄与することが期待できるため、新たに選任をお願いするものであります。 [候補者と当社の間の特別の利害関係について] 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	いけ だ あつ ほ 池 田 篤 穂 (1983年7月8日生) 社内 新任	2012年 9 月 公認会計士登録 2008年12月 新日本有限責任監査法人入所 2016年 7 月 インテグラル株式会社入社 2021年 1 月 同社ディレクター（現任） 2021年 3 月 株式会社medicli代表取締役社長（現任） [重要な兼職の状況] インテグラル株式会社ディレクター 株式会社medicli代表取締役社長 [選任理由] 池田篤穂氏は、公認会計士の資格を有しており、卓越した識見と豊富な経験により当社グループ会社の社外取締役として客観的な立場から有用な助言、提言を行ってまいりました。 今後は、当社の取締役として職務を遂行することにより、当社グループ発展に寄与することが期待できるため、新たに選任をお願いするものであります。 [候補者と当社との間の特別の利害関係について] 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
7	みず 水 たに 谷 けん 謙 さく 作 (1974年3月8日生) 社 外 再 任	1998年 4 月 三菱商事株式会社入社 2005年 2 月 モルガン・スタンレー証券株式会社〔現三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)〕入社 2007年12月 インテグラル株式会社取締役（現任） 2017年 6 月 ホリイフードサービス株式会社代表取締役会長（現任） 2017年 9 月 当社〔旧(株)CRTMホールディングス〕社外取締役（現任） 2020年 6 月 株式会社コンヴァノ社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] インテグラル株式会社取締役 ホリイフードサービス株式会社代表取締役会長 株式会社コンヴァノ社外取締役 [選任理由] 水谷謙作氏は、豊富な経営経験や知見により経営分析や経済動向等に精通しており、経営改善や事業改革等の提言、助言を行っております。今後も外部の観点から取締役会の監督機能の強化に寄与することが期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。 [候補者と当社の間の特別の利害関係について] 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。 [責任限定契約について] 当社は、水谷謙作氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
8	三 嶋 政 美 (1966年12月29日生) 社 外 再 任 独 立	1999年 1 月 大和監査法人〔現監査法人彌栄会計社〕 入社 2001年 8 月 同社パートナー 2001年10月 公認会計士・税理士三嶋事務所代表 2014年 6 月 株式会社ベネフィットジャパン社外監 査役（現任） 2016年 7 月 税理士法人CROSSROAD代表社員（現 任） 2019年 3 月 当社社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] 税理士法人CROSSROAD代表社員 株式会社ベネフィットジャパン社外監査役 [選任理由] 三嶋政美氏は、公認会計士・税理士として専門知識と豊富な経験に加え、企業会計にも精通しているため財務改革や管理会計等の提言や助言を行っております。今後も外部の観点から取締役会の監督機能の強化に寄与することが期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。 なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 [候補者と当社との間の特別の利害関係について] 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。 [独立性について] 三嶋政美氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。 [責任限定契約について] 当社は、三嶋政美氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
9	谷口 哲一 (1967年6月6日生) 社外 再任 独立	1990年4月 警察庁入庁 2001年7月 内閣官房司法制度改革推進準備室参事官補佐 2001年12月 司法制度改革推進本部事務局参事官補佐 2003年6月 弁護士登録、谷口法律事務所入所 2011年6月 谷口法律事務所代表弁護士（現任） 2015年11月 株式会社コンヴァノ社外監査役（現任） 2017年8月 信和株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2020年3月 当社社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] 谷口法律事務所代表弁護士 株式会社コンヴァノ社外監査役 信和株式会社社外取締役（監査等委員） [選任理由] 谷口哲一氏は、長年警察行政に携わった経験に加え、弁護士として幅広い専門知識や見識、知見を有するとともに、中立かつ客観的な視点から提言や助言を行っております。今後もリスク管理や適法性確保の観点から取締役会の監督機能の強化に寄与することが期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。 なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 [候補者と当社の間の特別の利害関係について] 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。 [独立性について] 谷口哲一氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。 [責任限定契約について] 当社は、谷口哲一氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。	0株

〔社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準〕

当社は、独立性判断基準を定めており、以下の事項に抵触しない者を独立性のある社外取締役及び社外監査役と判断しております。

- ①当社グループ（「当社及び連結子会社」をいう。以下同様。）の業務執行者又は過去10年間に
おいて業務執行者であった者
- ②当社グループを主要な取引先（双方いずれにおいても連結売上高又は取引額の1％以上に該当
する企業等）とする者又はその業務執行者
- ③当社グループと主要な取引関係（双方いずれにおいても連結売上高又は取引額の1％以上に該
当する企業等）がある者又は業務執行者
- ④当社の大株主（総議決権の10％以上を保有する株主）又はその業務執行者並びに当社グループ
が大株主である者
- ⑤当社グループから多額の寄付、融資、債務保証を受けている団体、法人の業務執行者
- ⑥当社グループとの間で取締役を相互に派遣している会社の業務執行者
- ⑦当社グループから役員報酬以外に1,000万円以上の金銭、その他の財産を得ている弁護士、公
認会計士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体に属している場合
は、当該団体との取引において双方いずれにおいても連結売上高又は取引額の1％以上及び
1,000万円以上）
- ⑧上記の②から⑦までについては、過去5年間のいずれかの事業年度に該当していた者
- ⑨上記の①から⑧までのいずれかに該当する配偶者又は二親等以内の親族

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役として就任した場合、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。

なお、本議案は、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
う え は ら ち ひろ 上 原 千 尋 (1980年5月16日生) 社 内	2010年 8 月 弁護士登録 2014年 4 月 天空法律事務所入所 2019年 6 月 株式会社グランドウース常勤監査役 2021年 1 月 当社入社 現在に至る	0株
	[選任理由] 上原千尋氏は、弁護士としての専門知識や経験を有しており、法律の専門家としての法的な観点から提言や助言により取締役会の監督強化に寄与することが期待できるため、補欠監査役としての選任をお願いするものであります。 [候補者と当社との特別の利害関係について] 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。 [責任限定契約について] 上原千尋氏が監査役に就任した場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額であります。	

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社取締役の報酬額は、2020年3月30日開催の第3期定時株主総会において、年額150百万円以内にご承認いただき今日に至っておりますが、経営体制の一層の強化を図るため、取締役を1名増員するほか、株式会社東京証券取引所1部上場（2020年10月）に伴う職責の拡大など、諸般の事情を勘案し、取締役の報酬額を年額250百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内）と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、現在の取締役は8名（うち社外取締役4名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社監査役の報酬額は、2019年3月28日開催の第2期定時株主総会において、年額12百万円以内にご承認いただき今日に至っておりますが、株式会社東京証券取引所1部上場（2020年10月）に伴う職責の拡大など、諸般の事情を勘案し、監査役の報酬額を年額20百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役は3名ありますが、監査役の員数に変更はありません。

第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2020年3月30日開催の当社第3期定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）として、ご承認をいただいておりますが、本総会において第4号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役の報酬額は、年額250百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内）となります。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額200百万円以内として設定したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は8名（うち社外取締役4名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数70,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位から退任又は退職するまでの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位から退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会。）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）及び使用人に対し、割り当てる予定です。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大による内外経済の停滞等、先行きが不透明な状況となっております。

このような経済環境の下、当社グループが属するBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）業界におきましては、政府主導の「働き方改革」等の課題を解決するための企業の取り組みは継続しており、また新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響は受けたものの、在宅ワークなどのエンドユーザーにおける「新しい生活様式」の普及や非対面営業チャネルに対するクライアント企業のニーズの変化などもあり、アウトソーシング需要は堅調に推移いたしました。

こうした環境の中、当社グループは高収益、高成長を目指すため、収益性、成長性の基盤となる活動に全社一丸となって取り組んでまいりました。

収益性についての具体的な取り組みとして、適正料金収受に向けて、採算管理の徹底による低採算業務の条件見直しに取り組んでおります。また、成長性についての具体的な取り組みとして、新規顧客の開拓による事業の拡大と、既存クライアントにおけるシェア拡大を図るため、一人当たり売上高と高リピート率の達成を目標として、優秀なオペレーターの確保と、高い生産性を生む組織を探究する施策を展開してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は22,461,405千円（前期比30.5%増）、営業利益は3,586,077千円（前期比60.3%増）、税引前利益は3,504,362千円（前期比63.6%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は2,424,817千円（前期比66.2%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は3億53百万円であり、その主な内容は、コンタクトセンターなどの増設等となっております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、増資及び社債発行による調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

現在の日本経済を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大による内外経済の停滞等、先行きが不透明な状況となっております。また、少子高齢化を背景に労働力需給が一段と逼迫する中、長時間労働の是正や同一労働、同一賃金を目指す働き方改革が政労使一体で進められており、多くの企業において、働き方改革と人材不足への対応の両立が大きな課題となっております。中でも特に営業部門は担い手が少なく、教育に時間がかかり、離職率も高いことから、営業人材が逼迫しております。お客様の要望や都合優先になりがちな営業職が、従業員満足向上を目指す働き方改革の障壁になっているケースも見受けられます。しかしコスト競争が激化する中、際限なき人員増もできません。それでも営業・マーケティング活動は企業収益の源泉であり、企業成長において「営業改革」は不可避な状況となっております。他方でICTの発達によりエンドユーザーは膨大な情報の中から情報の収集、取捨選択、意思決定を迫られ、エンドユーザーに対する商品やサービスの価値訴求、あるいはエンドユーザー自身による商品やサービスを選択する際の意思決定などは、いずれも必ずしも容易ではありません。

このような状況において、当社グループはコアバリューとして“「ヒトとヒトとの直接対話」により、エンドユーザーの「生の声」を捉え、「契約」に繋げる”を掲げ、自動化の難しい営業・マーケティングにおけるプロフェッショナル集団として、顧客企業の「営業改革」にコミットします。顧客企業のエンドユーザー獲得プロセスにおいて集客から成約、その後のアフターサービスまで、競争力の高いダイレクトマーケティングによるワンストップサービスを提供し、顧客企業の収益最大化を実現してまいります。

当社グループでは、6.5兆円といわれる企業の広告市場（特にその一領域であり、2.0兆円の市場規模といわれるプロモーションメディア広告市場）や13兆円を超える営業員人件費市場など潜在的な開拓余地の大きな巨大な市場をターゲティングし、市場深耕を図るとともに、ひとつのサービス、ひとつのスキームにとらわれず、商品やサービスを売るという企業活動の普遍的な目的に対して、最適なソリューションを提供してまいります。

足元では新規顧客企業の獲得により当社グループの顧客基盤を増強し、将来の安定的な収益源となるストック型収益を積み上げると同時に、エンドユーザーのデータベースとその運用の精度を高めることによって、営業・マーケティングサービスの高付加価値化を進め、既存顧客企業における業務範囲の拡張、他部署展開等を進め、取引の大口化を進めてまいります。

また顧客企業の中には、アウトソーシングの活用ではなく、自社内でしっかりノウハウを蓄積したい、自社のコールセンター設備を活かしたいという企業があります。当社グループでは、マネジメント人材の派遣によるコンサルティング業務やプロのコミュニケーターの派遣を中心としたオンサイト事業の展開加速で、こうした企業ニーズに引き続き応えてまいります。

BPO業務については、インバウンドや調査業務、データ分析作業はテクノロジーを活用することで、ワントウワンの対応が必要な攻めの経営に人材資源を集中させ、顧客企業の価値向上に取り組んでいます。加えて日本語以外でのコミュニケーションニーズに対応する多言語センターの運用やAIコールの活用など多様化する顧客ニーズへの対応強化も行っています。

これらの成長施策実現に向けて、新たな都市型コンタクトセンターの新設や、既存顧客企業との継続的な取引関係を強化していく中で、サポート体制の強化やコンプライアンスをはじめとする従業員教育の徹底を行っています。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分 \ 期別	第1期 (2017年12月期)	第2期 (2018年12月期)	第3期 (2019年12月期)	第4期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売上収益 (千円)	－	13,508,036	17,213,256	22,461,405
営業利益 (千円)	－	1,677,233	2,237,718	3,586,077
税引前利益 (千円)	－	1,274,460	2,142,417	3,504,362
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (千円)	－	818,401	1,458,718	2,424,817
基本的1株当たり 当期利益 (円)	－	41.49	72.75	120.94
資産合計 (千円)	－	15,721,801	17,598,453	21,251,090
親会社の所有者に帰 属する持分 (千円)	－	4,055,940	5,543,673	8,000,349

- (注) 1. 当社は、当連結会計年度より、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準 (IFRS) に準拠して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第2期及び第3期の国際会計基準 (IFRS) に準拠した諸数値を記載しております。
2. 当社は、2020年6月19日開催の取締役会の決議により、2020年7月28日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を実施しております。基本的1株当たり当期利益については、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分 \ 期別	第1期 (2017年12月期)	第2期 (2018年12月期)	第3期 (2019年12月期)	第4期 (当事業年度) (2020年12月期)
営業収益 (千円)	－	562,317	1,333,221	2,822,375
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△191,921	△37,610	575,900	1,722,022
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△2,988.77	△1.90	28.72	85.88
総資産 (千円)	12,975,699	14,653,179	15,101,853	16,422,203
純資産 (千円)	3,008,079	3,136,163	3,741,079	5,494,960

- (注) 1. 第1期は、2017年8月3日から2017年12月31日までの変則決算となっております。
2. 当社は、2020年6月19日開催の取締役会の決議により、2020年7月28日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を実施しております。1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) については、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社カスタマーリレーションテレマーケティング	90,000千円	100%	マーケティング事業
株 式 会 社 マ ケ レ ボ	90,000	100	マーケティング事業
株 式 会 社 ス タ ッ フ フ ァ ー ス ト	70,000	100	オンサイト事業
株 式 会 社 m e d i c l i	39,000	100	マーケティング事業
株式会社データリレーションマーケティング	90,000	100	マーケティング事業
株 式 会 社 ご る り ク	100	100	マーケティング事業

(注) 2020年12月21日に株式会社データリレーションマーケティングは当社による追加出資により、資本金が増加しております。

② 特定完全子会社に関する事項

名 称	住 所	株式の帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社カスタマーリレーションテレマーケティング	大阪市北区曽根崎一丁目2番9号	10,815,262千円	16,422,203千円

③ 企業結合の経過及び成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社6社であります。

当連結会計年度の売上収益は22,461,405千円（前期比30.5%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は2,424,817千円（前期比66.2%増）となりました。

(7) 主要な事業内容

通信回線や端末等の営業代行を主要な事業内容としており、コンタクトセンターの運営のほか、電話やインターネットによる顧客開拓等を行っております。

(8) 主要な事業所

① 当社

事業所名	所在地
本社	大阪市北区曽根崎一丁目2番9号

② 子会社

会社名	所在地
株式会社 カスタマーリレーションテレマーケティング	大阪市
株式会社 マケレボ	大阪市
株式会社 スタッフファースト	大阪市
株式会社 m e d i c l i	大阪市
株式会社 データリレーションマーケティング	大阪市
株式会社 ぐるリク	大阪市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
763名 (2,967名)	168名増 (616名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には、企業集団外からの出向者を含んでおり、アルバイト及び契約社員は（ ）内に年間平均人員を外数で記載しております。
3. 従業員数が前期末と比べて168名増加しましたのは、主として業容拡大に伴うものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
60名	28名増	33.0歳	3.9年

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. 平均勤続年数は、合併及び転籍以前の勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,290,000千円
三井住友信託銀行株式会社	3,290,000

- (注) 当社は、取引金融機関との当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。
- 当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は、以下のとおりであります。

契約の総額	500,000千円
借入実行残高	－千円
差引未実行残高	500,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年10月5日に株式会社東京証券取引所1部に株式を上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 80,000,000株

(注) 当社は、2020年7月28日付にて実施した株式分割（1株を300株に分割）に伴い、発行可能株式総数は70,000,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 20,050,500株

(注) 当社は、2020年7月28日付にて実施した株式分割（1株を300株に分割）に伴い、発行済株式の総数は19,983,665株増加しております。

(3) 株主数 6,649名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
インテグラル3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員インテグラル・パートナーズ株式会社	8,898千株	44.38%
イノベーションアルファエルピー	1,412	7.04
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,248	6.23
インテグラル株式会社	576	2.87
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	558	2.79
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	551	2.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	537	2.68
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UKDU UCITS CLIENTS NON LENDING 10 PCT TREATY ACCOUNT	419	2.09
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN(CASHPB)	410	2.05
ビービーエイチ マシューズ ジャパン ファンド	334	1.67

(注) 1. 持株比率については、自己株式数（25株）を控除して算出しております。

2. 上記株主名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	小 林 祐 樹	
取 締 役	植 原 大 祐	株式会社カスタマーリレーションテレマーケティング 代表取締役社長
取 締 役	高 嶋 厚 志	株式会社マケレボ代表取締役社長
取 締 役	田 中 良 晃	人事戦略本部長
取 締 役	水 谷 謙 作	インテグラル株式会社取締役 ホリイフードサービス株式会社代表取締役会長 株式会社コンヴァノ社外取締役
取 締 役	長谷川 聡 子	インテグラル株式会社パートナー
取 締 役	三 嶋 政 美	税理士法人CROSSROAD代表社員 株式会社ベネフィットジャパン社外監査役
取 締 役	谷 口 哲 一	谷口法律事務所代表弁護士 株式会社コンヴァノ社外監査役 信和株式会社社外取締役（監査等委員）
常 勤 監 査 役	三 宅 稔 男	
監 査 役	前 田 健 次 郎	
監 査 役	清 原 大	清原公認会計士事務所代表 株式会社情報企画社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役田中良晃及び谷口哲一の両氏は、2020年3月30日開催の第3期定時株主総会において新たに取締役を選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 取締役水谷謙作、長谷川聡子、三嶋政美及び谷口哲一の各氏は社外取締役であります。
3. 監査役三宅稔男、前田健次郎及び清原大の各氏は、社外監査役であります。
4. 監査役清原大氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役三嶋政美及び谷口哲一並びに監査役三宅稔男及び前田健次郎の各氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

6. 社外取締役水谷謙作氏の兼職先でありますインテグラル株式会社、ホリイフードサービス株式会社及び株式会社コンヴァノと当社の間には、特別の利害関係はありません。
7. 社外取締役長谷川聡子氏の兼職先でありますインテグラル株式会社と当社の間には、特別の利害関係はありません。
8. 社外取締役三嶋政美氏の兼職先であります税理士法人CROSSROAD及び株式会社ベネフィットジャパンと当社の間には、特別の利害関係はありません。
9. 社外取締役谷口哲一氏の兼職先であります谷口法律事務所、株式会社コンヴァノ及び信和株式会社と当社の間には、特別の利害関係はありません。
10. 社外監査役清原大氏の兼職先であります清原公認会計士事務所及び株式会社情報企画と当社の間には、特別の利害関係はありません。
11. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役(4名)及び監査役(3名)との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	92,843千円 (4,200)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	9,900 (9,900)
合計 (うち社外役員)	9名 (5名)	102,743 (14,100)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2020年3月30日開催の第3期定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は2019年3月28日開催の第2期定時株主総会において年額12百万円以内と決議いただいております。
3. 報酬等の額には、株式報酬型ストックオプションとして、取締役（社外取締役を除く。）に付与した当事業年度分の新株予約権に係る費用計上額1,973千円を含めております。
4. 当期末日現在の取締役は8名（うち社外取締役4名）ですが、上記の支給人員と相違しておりますのは、無報酬の社外取締役2名を除いているためであります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

① 取締役の報酬等について

取締役の報酬は、公正性と透明性を確保するため指名・報酬委員会に諮問し、同委員会は、各人の役位、職責、実績、在任期間等について審議のうえ答申し、取締役会は、同答申を踏まえ各取締役の報酬を決定しております。

② 取締役（社外取締役を除く。）の報酬体系は、固定報酬と業績連動報酬から構成されています。

社外取締役の報酬は、その役割を勘案し固定報酬のみとしております。

ア. 月額報酬は定額としております。

イ. 賞与は、月額報酬を基礎に当社の業績などを勘案し、妥当な範囲内で決定します。

ウ. 上記報酬のほか、担当業務の成果等に応じて一定の範囲内で業績連動報酬を支給する場合があります。

③ 監査役の報酬等について

監査役の報酬は、独立性の確保から業績との連動は行わず固定報酬とし、常勤及び非常勤等を勘案のうえ、各監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
社外取締役	水 谷 謙 作	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、豊富な経営経験や幅広い見識に基づき、多様な観点から適宜提言や意見表明を行っております。
社外取締役	長 谷 川 聡 子	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席し、豊富な経営経験、広範な識見や弁護士としての専門的な見地から適宜発言を行っております。
社外取締役	三 嶋 政 美	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、公認会計士、税理士としての豊富な経験や専門知識に基づき、中立的かつ客観的な観点から適宜発言を行っております。
社外取締役	谷 口 哲 一	2020年3月30日就任以降に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、弁護士としての専門知識に基づき、中立的かつ客観的な観点から適宜発言を行っております。
社外監査役	三 宅 稔 男	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、事業会社における知見や経験を踏まえ適宜発言を行い、また、監査役会16回のうち16回に出席し、監査に関する意見交換や重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	前 田 健 次 郎	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、事業会社における知見や経験を踏まえ適宜発言を行い、また、監査役会16回のうち16回に出席し、監査に関する意見交換や重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	清 原 大	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、公認会計士としての専門的な見地から助言や提言を行い、また、監査役会16回のうち16回に出席し、監査に関する意見交換や重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,400千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48,400

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人が策定した監査計画の内容、監査の遂行状況並びに報酬見積もりの相当性等について検討した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、IFRS導入に関する助言業務等について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役に請求し、監査役はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

5. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、定めておりません。

しかしながら、当社株式の大規模買付を行おうとする者が出現した場合には、当該買付行為の是非について、取締役会等の意見を開示するなど、速やかに適切な対応を講じてまいります。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと考えており、今後の事業展開や経営環境の変化に備えるとともに、財務体質の強化を図るため内部留保の充実も勘案し、総還元性向40%を基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき5円とさせていただきます。

なお、当期は自己株式を取得しておりません。

連結財政状態計算書

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産)		(負 債 及 び 資 本)	
流 動 資 産	6,877,132	負 債	
現金及び現金同等物	3,692,215	流 動 負 債	6,072,559
営業債権及びその他の債権	3,029,397	営業債務及びその他の債務	3,339,384
その他の流動資産	155,520	借 入 金	613,040
非 流 動 資 産	14,373,958	未 払 法 人 所 得 税	829,209
有形固定資産	832,160	そ の 他 の 金 融 負 債	581,624
使用権資産	1,706,159	そ の 他 の 流 動 負 債	709,302
の れ ん	10,984,224	非 流 動 負 債	7,178,182
その他の無形資産	80,127	借 入 金	5,886,873
繰延税金資産	298,256	引 当 金	193,491
その他の金融資産	467,345	そ の 他 の 金 融 負 債	1,093,196
その他の非流動資産	5,686	そ の 他 の 非 流 動 負 債	4,622
資 産 合 計	21,251,090	負 債 合 計	13,250,741
		資 本	
		親会社の所有者に帰属する持分	8,000,349
		資 本 金	1,600,000
		資 本 剰 余 金	1,609,578
		利 益 剰 余 金	4,707,624
		自 己 株 式	△69
		その他の資本の構成要素	83,216
		資 本 合 計	8,000,349
		負 債 及 び 資 本 合 計	21,251,090

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 収 益	22,461,405
営 業 費 用	△18,902,490
そ の 他 の 収 益	39,216
そ の 他 の 費 用	△12,055
営 業 利 益	3,586,077
金 融 収 益	40,121
金 融 費 用	△121,836
税 引 前 利 益	3,504,362
法 人 所 得 税 費 用	△1,079,545
当 期 利 益	2,424,817
帰 属 :	
親 会 社 の 所 有 者	2,424,817
当 期 利 益	2,424,817

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入しております。

貸 借 対 照 表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,155,262	流 動 負 債	853,616
現 金 及 び 預 金	1,176,689	1 年 内 返 済 予 定 の 金	620,000
営 業 未 収 入 金	708,021	長 期 借 入 金	122,184
前 払 費 用	27,711	未 払 金	14,995
未 収 還 付 法 人 税 等	238,501	未 払 費 用	38,060
そ の 他	4,340	未 払 法 人 税 等	34,777
固 定 資 産	14,266,941	未 払 消 費 税 等	23,600
有 形 固 定 資 産	5,052	賞 与 引 当 金	10,073,628
建 物 附 属 設 備	3,426	固 定 負 債	5,960,000
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,626	長 期 借 入 金	3,973,139
無 形 固 定 資 産	7,069	関 係 会 社 長 期 借 入 金	123,263
商 標 権	3,237	長 期 未 払 費 用	17,155
ソ フ ト ウ エ ア	3,833	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	71
投 資 そ の 他 の 資 産	14,254,820	そ の 他	
関 係 会 社 株 式	14,241,614	負 債 合 計	10,927,244
繰 延 税 金 資 産	15,484	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	10,794	株 主 資 本	5,411,744
貸 倒 引 当 金	△13,072	資 本 金	1,600,000
資 産 合 計	16,422,203	資 本 剰 余 金	1,743,422
		資 本 準 備 金	1,741,765
		そ の 他 資 本 剰 余 金	1,657
		利 益 剰 余 金	2,068,391
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,068,391
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,068,391
		自 己 株 式	△69
		新 株 予 約 権	83,216
		純 資 産 合 計	5,494,960
		負 債 純 資 産 合 計	16,422,203

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(2020年 1 月 1 日から)
(2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		2,822,375
営 業 費 用		778,354
営 業 利 益		2,044,021
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
そ の 他	33	34
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	86,772	
支 払 手 数 料	44,919	
そ の 他	27	131,718
経 常 利 益		1,912,337
特 別 損 失		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	13,072	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	17,155	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	31,728	61,954
税 引 前 当 期 純 利 益		1,850,383
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	101,700	
法 人 税 等 調 整 額	26,661	128,361
当 期 純 利 益		1,722,022

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

株式会社ダイレクトマーケティングミックス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	仲	昌彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷間	薫	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイレクトマーケティングミックスの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ダイレクトマーケティングミックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

株式会社ダイレクトマーケティングミックス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	仲	昌彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷間	薫	印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイレクトマーケティングミックスの2020年1月1日から2020年12月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月25日

株式会社ダイレクトマーケティングミックス 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 三 宅 稔 男 ㊟

社外監査役 前 田 健 次 郎 ㊟

社外監査役 清 原 大 ㊟

以 上

× 7

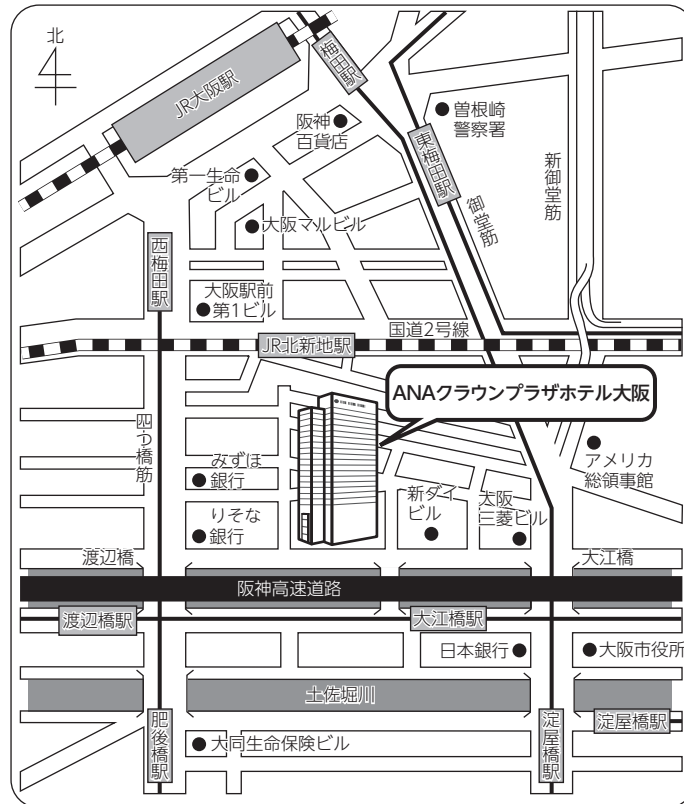
[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区堂島浜一丁目3番1号

ANAクラウンプラザホテル大阪 4階 平安の間

TEL 06-6347-1112



- 〔交通〕 ○地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅 …………… 1番出口より徒歩約8分
○地下鉄四つ橋線 肥後橋駅 …………… 1-A出口より徒歩約10分
○京阪本線 淀屋橋駅 …………… 1番出口より徒歩約8分
○京阪中之島線 大江橋駅 …………… 2番出口より徒歩約4分
○J R東西線 北新地駅 …………… 11-21、11-23番出口より徒歩約7分
○J R大阪駅 …………… 桜橋口より徒歩約20分

《お願い》お車でのご来場は、ご遠慮ください。